

受領を拒まれたため書類の送付を受けるべき者		通知の内容
氏名	住所(又は最後の住所)	
	名古屋市	別表のとおり
送付すべき場所を確知できないため書類の送付を受けるべき者		通知の内容
氏名	住所(又は最後の住所)	
	名古屋市 同住所	別表のとおり

通知の内容(別表)

氏名	従前の土地				換地処分後の土地				清算金 円	
	名古屋守山区大字吉根				名古屋守山区					
	字	地番	地目	地積 ㎡	街区 番号	町名	地番	地目	地積 ㎡	
	角田	1563—2	田	330	192	吉根二 丁目	521	宅地	195.50	徴収 99996
	仲田	2608—1	田	69	60	吉根一 丁目	210	宅地	239.66	交付 6024
	仲田	2609—1	田	105						
	仲田	2642—3	畑	46						
	仲田	2668	田	128						
	仲田	2671—2	原野	33						
	階子田	3204—1	田	19						
	仲田	2606—2	宅地	175.20	60	吉根一 丁目	211	宅地	215.22	徴収 16114
	仲田	2609—2	宅地	95.04						
	仲田	2606—1	宅地	6.34	60	吉根一 丁目	212	宅地	202.65	徴収 12162
	仲田	2608—2	宅地	175.20						
	仲田	2608—4	宅地	13.22						
	仲田	2609—3	田	105						
	仲田	2607	宅地	167.96	60	吉根一 丁目	213	宅地	255.93	交付 145176
	仲田	2608—3	田	95						
	仲田	2609—4	宅地	100.00						

公示送達

次の者に対する土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定による名古屋都市計画事業吉根特定土地区画整理事業の換地処分通知は、1.送付したか受領を拒まれたので、2.送付すべき場所を確知できないので、同法第133条第1項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を下記のとおり公告します。

令和 年 10 月 3 日

土地区画整理組合 組合長

中畑	1327	田	19	67	730	雑種地	349.45	交付 454352
溝畑	1988-2	田	72					
溝畑	2061	田	102					
溝畑	2155	田	370					
川田	3038-1	原野	102					
仲田	2669	原野	66	67	731	雑種地	204.59	徴収 201812
仲田	2669-1	原野	109					
仲田	2671-1	原野	115					
仲田	2675	田	9.91					
仲田	2779	田	373	67	732	雑種地	229.71	徴収 232556
川田	3040-1	田	406	78	1303	雑種地	273.29	徴収 13545
階子田	3163-8	畑	64	98	301	宅地	261.35	徴収 1104224
階子田	3163-43	畑	99					
太鼓ヶ根	3222-51	山林	177	261	201	雑種地	273.74	交付 99153
太鼓ヶ根	3231-47	山林	79					
太鼓ヶ根	3222-50	山林	115	261	202	雑種地	273.76	徴収 1668
太鼓ヶ根	3222-143	山林	70					
仲田	2556	田	429	19	1208	田	1452.17	徴収 208043
川田	3060	田	1057					
川田	3061	田	23					
川田	3062	田	112					
川田	3075	田	704					
中畑	1159-1	田	145	47	1508	畑	305.87	交付 213564
溝畑	1988	田	102					
溝畑	2069	田	161					
溝畑	2070	田	161					
溝畑	1959	田	99	58	402	畑	326.93	徴収 330768
溝畑	2160	田	128					
溝畑	2183	田	135					
溝畑	2185-4	田	42					
仲田	2764	田	195					

教示1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に限り、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、名古屋市長に対して審査請求をすることができず。
 教示2 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁判があったことを知った日）から6箇月以内に限り、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、名古屋吉根特定土地区画整理組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができず。ただし、処分の日（審査請求をしたときは、裁判の日）から1年を経過したときは、提起することができません。